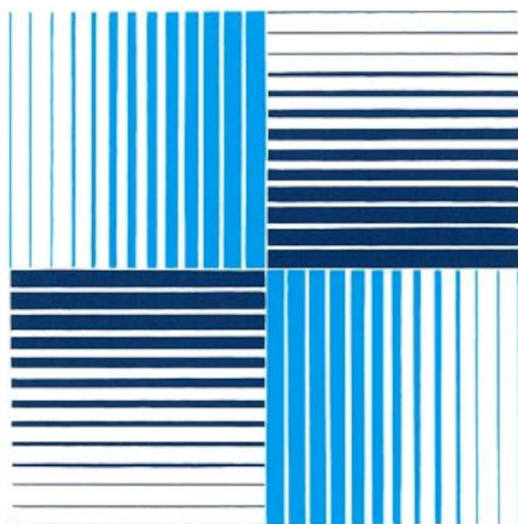


令和 7 年版

社会福祉六法

編集 社会福祉法規研究会



新日本法規

第一編 社会福祉一般

社会福祉法

(昭和二六・三・二九)
法四
五

施行 昭和二六・六・一等 (附則参照)

改正

昭和二六法一六九、昭和二八法二二三、法二四〇、昭和二九法二三八、昭和三二法一八、法一四八、昭和三三法七八、昭和三四法四四、昭和三四法八五、昭和三五法三七、昭和三四法一五四、昭和三八法一三三、昭和三九法一二九、法一六九、昭和四二法一一一、法一一三、法一三九、昭和四五法一一一、昭和四七法一一二、昭和五三法五五、昭和五六法七九、昭和五八法四二、法七八、昭和五九法六三、昭和六〇法九〇、昭和六一法一〇六、法一〇九、昭和六二法九八、平成二法五八、平成四法八、平成五法七四、法八九、平成六法九四、法九六、法九七、平成七法八七、法九四、平成八法一〇七、平成九法七二、法七四、法一二四、平成一〇法一〇、平成一一法六五、法八七、法一一一、法一六〇、平成一二法一一一、法一二六、平成一四法一、法五五、法一一九、平成一六法七六、法一四七、法一二三、平成一七法七七、法八七、法一二三、平成一八法五〇、法五三、平成一九法一二五、平成二〇法八五、平成二二法七一、平成二三法三五、法五三、法七二、法一〇五、平成二四法五、法七六、平成二五法四四、法一〇五、平成二六法二八、法四二、法五五、平成二八法二一、法四七、法六三、法一一〇、平成二九法四一、法五二、平成三〇法四四、法五九、令和元法七三、法七七、令和二法五二、令和三法三〇、令和四法一一、法五一、法六

目次

六・法六八・法七六、令和六法二一・法四三・法四七

〔編注〕 令四法六八・令六法四三は未施行につき、該当条文末尾の編注参照。

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 地方社会福祉審議会(第七条―第十三条)

第三章 福祉に関する事務所(第十四条―第十七条)

第四章 社会福祉主事(第十八条・第十九条)

第五章 指導監督及び訓練(第二十条・第二十一条)

第六章 社会福祉法人

第一節 通則(第二十二条―第三十条)

第二節 設立(第三十一条―第三十五条)

第三節 機関

第一款 機関の設置(第三十六条・第三十七条)

第二款 評議員等の選任及び解任(第三十八条―第四十五条の七)

第三款 評議員及び評議員会(第四十五条の八―第四十五条の十二)

第四款 理事及び理事会(第四十五条の十三―第四十五条の十七)

第五款 監事(第四十五条の十八)

第六款 会計監査人(第四十五条の十九)

第七款 役員等の損害賠償責任等(第四十五条の二十―第四十五条の二十二)

第四節 計算

第一款 会計の原則等(第四十五条の二十三―第四十五条の二十四)

第二款 会計帳簿(第四十五条の二十四―第四十五条の二十六)

第三款 計算書類等(第四十五条の二十七―第四十五条の三十五)

第五節 定款の変更(第四十五条の三十六)

第六節 解散及び清算並びに合併

第一款 解散(第四十六条・第四十六条の二)

第二款 清算

第一目 清算の開始(第四十六条の三・第四十六条の四)

第二目 清算法人の機関(第四十六条の五―第四十六条の十二)

第三目 財産目録等(第四十六条の二十二―第四十六条の二十九)

第四目 債務の弁済等(第四十六条の三十一―第四十六条の三十四)

第五目 残余財産の帰属(第四十七条)

第六目 清算事務の終了等(第四十七条の二―第四十七条の七)

第三款 合併

第一目 通則(第四十八条)

第二目 吸収合併(第四十九条―第五十条の四)

第三目 新設合併(第五十条の五―第五十条の十一)

第四目 合併の無効の訴え(第五十五条)

第七節 社会福祉充実計画(第五十五条の二―第五十五条の四)

第八節 助成及び監督(第五十六条―第五十九条の三)

第七章 社会福祉事業(第六十条―第七十四条)

第八章 福祉サービスの適切な利用

第一節 情報の提供等(第七十五条―第七十九条)

第二節 福祉サービスの利用の援助等(第八十条―第八十七条)

第三節 社会福祉を目的とする事業を営営する者

への支援（第八十八条）

第九章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進

第一節 基本指針等（第八十九条―第九十二条）

第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター（第九十三条―第九十八条）

第二款 中央福祉人材センター（第九十九条―第一百零一条）

第三節 福利厚生センター（第一百零二条―第一百零六条）

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備（第一百零六条の二―第一百零六条の十一）

第二節 地域福祉計画（第一百七条・第一百八条）

第三節 社会福祉協議会（第一百九条―第一百十一一条）

第四節 共同募金（第一百十二条―第一百二十四条）

第十一章 社会福祉連携推進法人

第一節 認定等（第一百二十五条―第一百三十一一条）

第二節 業務運営等（第一百三十二条―第一百四十条）

第三節 監督等（第一百四十二条―第一百四十六条）

第四節 雑則（第一百四十七条―第一百五十四条）

第十二章 雑則（第一百五十五条―第一百六十六条）

第十三章 罰則（第一百五十五条―第一百六十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉

事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

2 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を運営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を運営する事業

三 老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを運営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を運営する事業

五 削除

六 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性自立支援施設を運営する事業

七 授産施設を運営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

3

一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成生活援助事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを運営する事業

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼児連携型認定こども園を運営する事業

二の三 民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に規定する養子縁組あっせん事業

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十三年法律第百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を運営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活

活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助大訓練事業若しくは聴導大訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る

ための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

【政令】令一（昭和五十二年六月一日）

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならぬ。（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指す行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。（福祉サービスの提供の原則）

（福祉サービスの提供の原則）

第五案 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるよう、その事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六案 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第六六条の四第二項に規定する重層的の支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第二章 地方社会福祉審議会

第七案 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律

第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八案 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九案 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十案 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一案 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を

調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二案 第七案第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三案 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

【政令】令二・三

第三章 福祉に関する事務所
（設置）
第十四案 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）を、いづれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。

5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

6 市町村の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。

8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(組織)

第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

一 指導監督を行う所員

二 現業を行う所員

三 事務を行う所員
2 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、事務を掌理する。

3 指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。

4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、

援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。

6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事（所員の定数）
第十六条 所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数

二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯の数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯の数が八十を増すごとに、これに一を加えた数
(服務)
第十七条 第十五条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務のみに従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合には、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

第四章 社会福祉主事 (設置)

第十八条 都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。

2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。

3 都道府県、市及び福祉に関する事務所は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。

4 市及び第一項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

5 第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく

専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 社会福祉士

四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

【政令】令四一・一二

【省令】規則一の二

第五章 指導監督及び訓練

（指導監督）

第二十條 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長は、この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に關しそれぞれその所部の職員が行う事務について、その指導監督を行うために必要な計画を樹立し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（訓練）

第二十一条 この法律、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の施行に關する事務に従事する職員の素質を向上するため、都道府県知事はその所部の職員及び市町村の職員に對し、指定都市及び中核市の長はその所部の職員に對し、それぞれ必要な訓練を行わなければならない。

第六章 社会福祉法人

第一節 通則

（定義）

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（名称）

第二十三条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（経営の原則等）

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的

に提供するよう努めなければならない。

（要件）

第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

（公益事業及び収益事業）

第二十六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

【政令】令一三

（特別の利益供与の禁止）

第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に對し特別の利益を与えてはならない。

【政令】令一三の二

（住所）

第二十八条 社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第二十九条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

【政令】昭和三九政二九（組合等登記令）

（所轄庁）

第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人

（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつて

（一）長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福